

平成15年度環境省政策評価（事後評価）

概要版

平成16年8月

環境省

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 |
|-----------------|---|--|---|---------------------------------|-------------------------------|--|---|----------------|
| 1 地球規模の環境の保全 | (1) 地球温暖化対策 | 2008年から2012年の温室効果ガスを基準年(1990年、代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)する。 | 温室効果ガスの総排出量 (百万トン(CO ₂ 換算)) | 1,331 (H14年度) | 1,159 (2008年～2012年) | ・温室効果ガスの排出量は、2002年度で基準年比7.6%増加しており、我が国が京都議定書の6%削減約束を達成するには、基準年総排出量の約14%分の削減が必要。 ・現在中央環境審議会地球環境部会において、大綱の評価・見直しの議論が進められており、7月29日の会合では中間取りまとめの素案が審議された。そこでは、現在の大綱の対策・施策が現状のまま推移した場合、その削減効果を固めに評価すると、2010年において京都議定書の6%削減約束を達成するには削減量が不足すると見込まれている。 ・政府として、大綱における現行対策・施策の実効性を高めると同時に、追加対策・施策を導入することにより、京都議定書の6%削減約束の達成を確実なものとしていくことが必要。 ・今後、この中央環境審議会をはじめとする関係審議会の審議の結果を踏まえ、政府全体として、大綱の見直しに向けた調整が行われていく予定。 ・このため、環境省としても、同審議会での審議の結果を踏まえ、適切に対応していくことが必要。 | 1 ・中央環境審議会における審議の結果を踏まえ、現行対策の実効性を高めると同時に、必要な追加対策を導入。 | |
| | | (下位目標1) 2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を1990年比で総排出量の2%相当分削減する。 | エネルギー起源二酸化炭素排出量 (百万トン(CO ₂ 換算)) | 1,174 (H14年度) | 1,023 (2008年～2012年) | | | |
| | | (下位目標2) 2008年から2012年の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を1990年度比で総排出量の0.5%相当分削減する。 | 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 (百万トン(CO ₂ 換算)) | 128 (H14年度) | 131 (2008年～2012年) | | | |
| | | (下位目標3) 2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年度比で総排出量の2%相当分程度の増加に抑制する。 | 代替フロン等3ガスの排出量 (百万トン(CO ₂ 換算)) | 283 (H14年度) | 73 (2008年～2012年) | | | |
| | | (下位目標4) 2005年以内に全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置する。 | 都道府県地球温暖化防止活動推進センターの設置数 | 22 (H15年度) | 47 (2005年) | | | |
| | | (下位目標5) 2005年以内に地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。 | 地球温暖化防止推進員登録者数 (名) | 3,018 (H15年度) | 4,000 (2005年) | | | |
| | | (下位目標6) 我が国における京都メカニズム(CDM・JI・排出量取引)活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速する。 | - | - | - | | | |
| | | (下位目標7) 京都議定書の削減約束達成に向けて、関係各国との情報交換を密に行い、国際協力及び経験交流に努める。 | - | - | - | | | |
| | (下位目標8) 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、地球温暖化対策推進大綱に記載されている目標である3.9%を確保する。 | 温室効果ガスの吸収量 (万トンC) | (未測定) | 1,300 (2008年～2012年) | | | | |
| | (2) オゾン層保護対策 | オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。 | (参考指標)南極のオゾンホール の面積(万km ²) | 2,868 (H15年度) | - | ・フロン回収破壊法の周知・徹底を引き続き推進。 ・我が国の大気中におけるクロロフルオロカーボン(CFC)濃度はほぼ横這い又は減少。 ・ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)及びハロンの大気中濃度は増加の傾向。 ・我が国、特に札幌上空のオゾンは依然として減少傾向。 ・オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策は有効。 ・CFC等のオゾン層破壊物質については大気中濃度が低下している。一方、オゾン全量の減少は継続しており、HCFCやハロンの大気中濃度は増加傾向にある。 ・フロン回収破壊法の施行により、フロン類の回収が進化したものの、未回収となっているフロン類も相当であると推定されることから、法の一層の徹底等が課題。 | 1 ・フロン回収破壊法によるフロン類の回収が進化したものの、未回収となっているフロン類も相当であると推定され、施策の強化が必要。 | |
| | | (下位目標1) オゾン層等の状況を把握し、その結果を取りまとめ、広く情報発信する。 | - | - | - | | | |
| | | (下位目標2) オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。 | H C F C (ハドクロフルオロカーボン)消費量(ODPトン) | 2,907 (H14年度) | 3,615 (H16年度)全廃 (H32年度) | | | |
| | | (下位目標3) 機器等の廃棄時におけるフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。 | (参考指標)P R T Rによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPトン) | 13,778 (H14年度) | - | | | |
| | | (下位目標4) モントリオール議定書遵守のため、国際協力を推進する。 | (参考指標)フロン回収破壊法に基づくフロン類回収量 業務用冷凍空調機器(トン) カーエアコン(トン) | 1,958 (H15年) 389 (半年分) | - | | | |
| | | (下位目標5) - | - | - | - | | | |

注:目標・指標については、数値が大きいほうが良いもの(例:環境基準達成率、リサイクル量等)と小さいほうが良いもの(例:温室効果ガスの総排出量、不法投案件数等)がある。

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | |
|-------------------------|---|-------------------|---|---|---------------------------|------------------|----------------|--|--|--|
| 1 地球規模 の環境 の保全 | (3) | 酸性雨 対策 | 東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング、調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。 | | - | - | - | ・EANET 活動の推進と基盤強化。 ・長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施。 ・EANET の技術的能力向上のための国際協力を促進。 ・東アジア地域における酸性雨対策に向けた調査研究を実施。 | ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる酸性雨による環境影響を防止するため、EANET の活動の推進等が課題。 | 1 ・既存の施策については、我が国を含む東アジア地域における酸性雨対策の推進に寄与していること、また、これらの地域における国際的な連携を強化できたことから、今後とも継続していくことが適切であるが、将来の条約化を視野に入れて策定される予定の EANET の中期計画に基づき、モニタリングに係る技術支援のみではなく、発生源対策に資する取組に対する支援を行うことが重要。 ・黄砂については、16 年度中にも取りまとめられる予定の ADB-GEF(黄砂対策プロジェクト)の提言レポートに基づき、我が国を含む北東アジア地域におけるモニタリングネットワークの整備を継続するとともに、効果的な発生源対策を選定するための「黄砂モデルの開発」や「発生源対策に資する生態系診断」の実施が必要。 |
| | | | (下位目標1) | 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の活動を推進する。 | EANET モニタリング (酸性沈着)地点数 | 44 (H15 年度) | - | | | |
| | | | (下位目標2) | 酸性雨による環境影響を把握するための国内モニタリングによるデータを取得する。 | (参考指標) 国内酸性雨モニタリング地点数 | 31 (H15 年度) | | | | |
| | | | (下位目標3) | 酸性雨に関する国際協力を推進する。 | EANET 分析精度管理目標達成率 (%) | 86.2 (H14 年度) | 100 | | | |
| | (4) | 海洋環境の 保全 | 国際的な連携の下で、油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。 | | - | - | - | ・未査定液体物質の審査、廃棄物規制の強化、緊急時対応のための地方自治体職員等への訓練研修等の実施。 ・ロンドン条約 96 年議定書締結のため、陸上処分体制の確立に向けた検討の実施及び国内法制度の整備の推進。 ・「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に関し、CEARAC(NOWPAP プロジェクト)の実施を推進する地域活動センターの一つ)の活動等に積極的に参加。 ・海洋環境モニタリングの継続的实施。 | ・各種の規制措置により、海洋汚染の未然防止が図られてきている。 ・新たな条約の発効等に伴う規制強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等が課題。 | 1 ・ロンドン条約 96 年議定書の締結に向けた国内制度の整備を進めたが、制度の円滑かつ的確な実施のためには、実効に即した運用体制の整備を行う必要があるため、事業を拡充することとする。 |
| | | | (下位目標1) | 条約等の規定に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分にかかる規制を推進する。 | 廃棄物海洋投入処分量(万トン) | 384 (H15 年) | 284 (H19 年) | | | |
| | | | (下位目標2) | 条約等に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進する。 | - | - | - | | | |
| | | | (下位目標3) | 油流出事故の発生時における適切な対応体制の整備を推進する。 | - | - | - | | | |
| (下位目標4) | 国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に基づく取組を推進する。 | - | - | - | | | | | | |

| 施策名 | | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | |
|-----------|---------|----------------------|---|-----------------------------------|--------------------|-----------------------------|------|---|---|---|
| 2 大気環境の保全 | (1-1) | 固定発生源対策 | 環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。 | 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) | 二酸化いおう | 99.8 (H14年度) | 100 | <ul style="list-style-type: none"> ・一酸化炭素については全ての測定局において環境基準を達成。二酸化いおうについてもほとんど全ての測定局で環境基準を達成。 ・浮遊粒子状物質の環境基準達成率は平成13年度と比較して低下しているが、これは気象条件や黄砂などの要因が考えられる。 ・二酸化窒素の環境基準達成率は近年比較的高い状況が継続。 ・光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として低い。 ・ベンゼンについては平成14年度において、8.3%の地点で環境基準値を超過しているものの、全般的には改善傾向。 ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、すべての地点において環境基準を達成している。 ・ジクロロメタンでは1地点において環境基準を上回った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の達成状況からみて、国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行等の取組、及び事業者の自主的な取組は有効に機能。 ・環境基準達成率が低い浮遊粒子状物質・光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)について、工場等の固定発生源からの規制措置等が課題。 | 1 |
| | | | | | 一酸化炭素 | 100 (H14年度) | 100 | | | |
| | | | | | 浮遊粒子状物質 | 52.5 (H14年度) | 100 | | | |
| | | | | | 二酸化窒素 | 99.1 (H14年度) | 100 | | | |
| | | | 光化学オキシダント | 0.5 (H14年度) | 100 | | | | | |
| | | | (下位目標2) | 有害大気汚染物質に係る環境基準等を達成する。 | ベンゼン | 91.7 (H14年度) | 100 | | | |
| | | | | | トリクロロエチレン | 100 (H14年度) | 100 | | | |
| | | | | | テトラクロロエチレン | 100 (H14年度) | 100 | | | |
| | ジクロロメタン | 99.7 (H14年度) | | | 100 | | | | | |
| | (下位目標2) | 有害大気汚染物質に係る指針値達成率(%) | アクリロニトリル | 100 (H14年度) | 100 | | | | | |
| | | | 塩化ビニルモノマー | 100 (H14年度) | 100 | | | | | |
| | | | 水銀 | 100 (H14年度) | 100 | | | | | |
| | | | ニッケル化合物 | 97.1 (H14年度) | 100 | | | | | |
| | (1-2) | 自動車排出ガス対策 | 環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。 | 全国の測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) | 二酸化いおう | 99.7 (H14年度) | 100 | <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化いおうについてはほぼ全て、一酸化炭素については全ての測定局で環境基準を達成。 ・浮遊粒子状物質は気象要因等により達成率が低下しているが、年平均値は緩やかな低下傾向。 ・二酸化窒素については、9割程度で近年横這いの傾向が継続。 ・光化学オキシダントの達成率は極めて低い水準にとどまる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス規制の強化、低公害車の普及促進は有効に機能。 ・依然として環境基準達成率の低い二酸化窒素・浮遊粒子状物質については、早急な改善が必要であり、平成17年の世界で最も厳しい排出ガス規制の実施、自動車NOx・PM法に基づく対策の実施、低公害車の普及促進等、総合的な対策の充実、強化等が課題。 | 1 |
| | | | | | 一酸化炭素 | 100 (H14年度) | 100 | | | |
| | | | | | 浮遊粒子状物質 | 49.2 (H14年度) | 100 | | | |
| 二酸化窒素 | | | | | 95.7 (H14年度) | 100 | | | | |
| 光化学オキシダント | | | | | 0.5 (H14年度) | 100 | | | | |
| (下位目標1) | | | 対策地域内の測定局におけるNO ₂ 及びSPMに係る環境基準達成率(%) | 二酸化窒素 | 88.5 (H14年度) | 概ね達成 (H22年度) | | | | |
| 浮遊粒子状物質 | | | | 43.5 (H14年度) | 概ね達成 (H22年度) | | | | | |
| (下位目標2) | | | 低公害車の普及を図る。 | 低公害車の普及台数(台) | 約575万 (H15年9月末) | 1,000万 (H22年度までの出来るだけ早期) | | | | |
| | | | | 燃料電池自動車の普及台数(台) | 49 (H15年3月現在) | 5万台 (H22年度) | | | | |
| | | | | 一般公用車への低公害車の導入率(%) | 73 (H15年度予定) | 100 (H16年度) | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | |
|--------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|---|---|---|--|
| 2 大気環境の保全 | (1-3) | 基礎調査・監視測定体制の整備等 | 今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。 | | - | - | - | ・地方公共団体の常時監視測定局の整備が進み、平成14年度末現在、一般環境測定局1,704局、自動車排出ガス測定局430局を設置。 ・リアルタイムの大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネットで一般公開する「大気汚染物質広域監視システム(愛称:そらまめ君)」の整備を平成14年度末までに完了。 ・微小粒子状物質(PM2.5)について疫学調査や動物実験等を、ディーゼル排気微粒子(DEP)について環境測定を初めとする諸調査を実施。 ・平成15年度からはさらに微小な粒子(環境ナノ粒子)について、動物実験等の生体影響調査を実施。 ・有害大気汚染物質の中の優先取組物質のうち4物質について、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を設定。 | ・監視測定体制の整備と科学的知見の拡充の進展により、大気環境汚染対策の基礎の充実が図られている。 ・PM2.5、DEP、環境ナノ粒子、有害大気汚染物質については、有効に機能していると考えられる。 ・データの蓄積が少ないこと、多数の有害大気汚染物質の測定方法が未確立であること等の不十分な点については、測定方法の開発とともに、モニタリングの推進に積極的に取り組む必要があるため、事業を拡充することが必要。 | 1 | |
| | | | (下位目標1) | 大気環境監視体制の整備、データの公表をする。 | - | - | - | | | | |
| | | | (下位目標2) | 種々の大気汚染物質に関する科学的知見の充実を図る。 | - | - | - | | | | |
| | (2) | 大気生活環境対策 | 環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。 | | - | - | - | ・騒音・振動については、長期的に苦情件数が減少。 ・悪臭については、近年苦情件数は増加。 ・ヒートアイランド対策大綱を策定。 | ・騒音の環境基準における面的評価や臭気指数規制の導入、ヒートアイランド対策大綱の策定等により大気生活環境保全の枠組みが着実に整備。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 | 1 | |
| | | | (下位目標1) | 騒音に係る環境基準の達成率を向上させる。 | 騒音に係る環境基準達成率(%) | 一般地域 | 73.8 (H14年度) | 100 | | | |
| | | | | | | 道路に面する地域 | 集計中 (H14年度) 評価対象 1,900千戸 | 100 | | | |
| | | | | | 航空機騒音に係る環境基準達成率(%) | 測定地点ベース (地方公共団体が測定した結果を集計) | 71.4 (H14年度) | 100 | | | |
| | | | | 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率(%) | 測定地点ベース (地方公共団体が測定した結果を集計) | 39.7 (H14年度) | 100 | | | | |
| | | | (下位目標2) | 騒音公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。 | (参考指標) 騒音に係る苦情件数 | 15,461 (H14年度) | - | | | | |
| | | | (下位目標3) | 振動公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。 | (参考指標) 振動に係る苦情件数 | 2,614 (H14年度) | - | | | | |
| (下位目標4) | | | 悪臭公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。 | (参考指標) 悪臭に関する苦情件数 | 23,519 (H14年度) | - | | | | | |
| (下位目標5) | ヒートアイランド対策を推進し、ヒートアイランド現象の緩和を目指す。 | (参考指標) 臭気指数規制の導入自治体数 (累計/団体) | 127 (H15年度) | - | | | | | | | |
| (下位目標6) | 光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。 | (参考指標) スターウォッチングネットワーク 参加者数(人) | 12,721 (H14年度) | - | | | | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | |
|---------------------------------|---|------------------------------|--|----------------------------|------------------|------------------|------|--|---|---|
| 3 水 環 境 の 保 全 | (1) | 流域の視点 から見た 水環境の 保全 | 人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらを達成、維持するとともに、健全な水循環を確保する。 | | 健康項目基準達成率 (%) | 99.3 (H14 年度) | 100 | <ul style="list-style-type: none"> ・水生物の保全に係る水質環境基準を設定。 ・人の健康の保護に関する水質環境基準等の見直し。 ・公共用水域における環境基準の健康項目については、ほぼ全ての調査地点について環境基準を達成。生活環境項目については、全体として改善傾向にあるが、湖沼、内湾等の閉鎖性水域においては依然として環境基準達成率が低い状況。 ・地下水については、特に硝酸性窒素に係る環境基準超過率が高い状況。 ・ダイオキシン類に係る環境基準については、概ね環境基準を達成。 ・「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を策定・公表。 ・市町村が実施する「豊かな水辺環境の再生・創出事業」への支援。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の達成や健全な水循環の確保に向けた取組については一定の成果が上がっており、目標の達成に向け着実に進展。 ・公共用水域における環境基準のうち生活環境項目については、湖沼、内湾等の閉鎖性水域において依然として達成率が低い状態にあり、これらの水域における汚濁負荷の一層低減が課題。 ・地下水については、特に農地での施肥や家畜ふん尿の不適切な処理、及び生活排水等に起因する硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過率が高いことから、汚染の未然防止対策と浄化対策手法の検討が課題。 ・健全な水循環の確保については、「計画作りに向けて」が取りまとめられたことを受け、より具体的な施策の展開が課題。 | 1 |
| | | | 生活環境項目基準達成率 (%) | 全体 | 81.7 (H14 年度) | 100 | | | | |
| | | | | 河川 | 85.1 (H14 年度) | 100 | | | | |
| | | | | 湖沼 | 43.8 (H14 年度) | 100 | | | | |
| | | | | 海域 | 76.9 (H14 年度) | 100 | | | | |
| | | | 地下水基準達成率 (%) | | 93.3 (H14 年度) | 100 | | | | |
| | | | ダイオキシン類基準達成率 (%) | 公共用水域 水質 | 97.2 (H14 年度) | 100 | | | | |
| | | 公共用水域 底質 | | 97.6 (H14 年度) | 100 | | | | | |
| | | 地下水 | | 99.9 (H14 年度) | 100 | | | | | |
| | | (下位目標1) | 人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質について、安全性評価を行うとともに、水環境中の検出状況を踏まえ、基準値等を設定する。 | (参考指標) 要調査項目の測定物質数(物質群) | 32 (H15 年度) | - | | | | |
| (下位目標2) | 水生物保全の観点からの基準の設定等生活環境に係る環境基準を見直す。 | (参考指標)水生物保全 環境基準設定検討物質数 | 8 (H15 年度) | - | | | | | | |
| (下位目標3) | 流域全体を視野に入れた、健全な水循環の確保の観点から、地下水位の回復・湧水の復活等の適正な地下水位の維持も含めた水環境保全のための取組を推進する。 | (参考指標)良好な 水辺空間創出事業支援数(事業) | 13 (H14 年度) | - | | | | | | |
| (下位目標4) | 小中学生や市民団体等による水生物の調査を行い、環境問題への関心を高める。 | (参考指標) 全国水生物調査参加者数(人) | 85,907 (H15 年度) | - | | | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | |
|-----------------|-----|------------------------------|---|---|---------------------------------|--|------|--|--|---|
| 3 水環境 の保全 | (2) | 水利用の 各段階に おける負荷 の低減 | 各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する。 | | 環境基準の達成率(上記「流域の視点から見た水環境の保全」参照) | | | <p>・環境基準の達成率については、健康項目は、水質汚濁防止法等による排水規制等の効果により、全国的にほぼ問題がない状況。</p> <p>・生活環境項目については、特に有機汚濁項目の達成状況は上昇傾向にあるものの伸び悩み。</p> <p>・地下水汚染対策については、水質汚濁防止法に基づき有害物質の地下浸透を規制するとともに、常時監視により汚染状況を把握。</p> <p>・揮発性有機化合物による地下水汚染の判明は減少傾向にあるが、硝酸性窒素は依然として環境基準の超過率が高い。</p> <p>・水銀及びPCBによる底質汚染について除去等を講じる必要があった水域のほぼ全てにおいて底質汚染対策が終了。</p> | <p>・生活環境項目については、閉鎖性水域での達成状況が伸び悩んでおり、一層の負荷削減対策が必要。</p> <p>・地下水汚染については、有害物質の地下浸透規制や常時監視が実施されているが、さらなる健康被害の未然防止対策や浄化対策手法の検討が課題。</p> | <p>1</p> <p>新たな排水管理に向けた検討</p> <p>・PRTR等、水質汚濁の状況把握に有効なデータの活用等により、健康項目の未規制物質(要監視項目)や特定施設を持たない未規制事業場等、水質汚濁全般における排水管理のあり方を検討することが必要。</p> <p>水環境管理施策に係る国際貢献</p> <p>・「アジア水環境パートナーシップ(WEPA)」を構築し、アジアにおける水環境管理に関する経験・知見を各国と共有することにより、本地域における水環境保全施策の促進に貢献することが必要。</p> <p>・世界の水問題の解決に向けた我が国の貢献について広く世界にアピールするとともに、世界の水環境分野の課題について整理分析し、今後の施策のあり方について検討することが必要。</p> |
| | | | (下位目標1) | 特定事業場に対する排水規制の実施により、水環境への負荷の低減を図る。 | (参考指標) 特定事業場への立入検査件数(件) | 55,332 (H14年度) | - | | | |
| | | | (下位目標2) | 生活排水対策及び非特定汚染源対策の調査・検討の実施により、水環境への負荷の低減を図る。 | (参考指標) 生活排水対策重点地域に指定された地域数 | 42 都府県 210 地域 476 市町村 (H15年度) | - | | | |
| | | | (下位目標3) | 有害物質の地下浸透防止の徹底、地下水の汚染状況の把握、汚染された地下水の浄化対策の推進を図る。 | (参考指標) 地下水質測定件数(件) | 11,639 (H14年度) | - | | | |
| | | | | | (参考指標) 浄化対策等実施事例数(件) | 415 (H14年度) | - | | | |
| | | | (下位目標4) | 底質汚染対策を推進する。 | (参考指標) 対策着手率(%) | 水銀 100 PCB100 (H14年度) | 100 | | | |
| | | | | | (参考指標) 対策完了率(%) | 水銀 100 PCB97.5 (H14年度) | 100 | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | | | |
|-----------------|------------------------------------|-----------------------------|--|---|--------------------------|------|---|---|---|------------------|------------------|-----|
| 3 水環境 の保全 | (3) | 閉鎖性水域 における 水環境の 保全 | 発生負荷削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の保全・改善を図る。 | | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾、伊勢湾、瀬戸内海については、水質総量規制により発生負荷量が削減されるなど、一定の効果。 ・閉鎖性水域のCODに係る環境基準達成率は高い水準にあるとは言えず、その効果は不十分。 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖性海域については、水質総量規制の実施により着実に発生負荷量が削減されているが、CODに係る環境基準達成率は高い水準にあるとは言えず、一層の汚濁負荷の削減が課題。 ・指定湖沼については、生活廃水処理率が着実に向上する等の成果が見られているが、水質については横ばいの傾向が続いており、より効果的な施策の検討が課題。 | 1 <ul style="list-style-type: none"> ・水質総量規制については、これまでの施策の効果を分析し、第6次総量規制制度に向けた検討を実施することが必要。 ・瀬戸内海については、基本計画に基づき環境保全の強化、失われた良好な環境の回復、幅広い主体の連携・参加を推進することが必要。 ・有明海等対策については、今後整理されていく課題に対応する調査研究を国及び関係県が連携して実施することが必要。 ・指定湖沼については、環境基準の達成率が依然芳しくない状況にあるため、より効果的な流入汚濁負荷削減対策等を推進するとともに、多様化したニーズを的確に捉え、住民等が積極的に参加した湖沼環境保全活動を推進することが必要。 | | | |
| | | | (下位目標1) | 第5次総量規制の着実な実施により、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において、COD、窒素及び磷に係る汚濁負荷の削減を図る。 | 発生負荷量 (トン/日) | COD | | | | 1,140 (H11年度) | 1,061 (H16年度) | |
| | | | | | | 窒素 | | | | 993 (H11年度) | 950 (H16年度) | |
| | | | | | | 磷 | | | | 76.7 (H11年度) | 71.3 (H16年度) | |
| | | | (下位目標2) | 総量規制、特定施設の設置許可制度及び埋立てについての配慮等により瀬戸内海の環境を保全する。 | 瀬戸内海における水質環境基準の達成率(%) | COD | | | | 69 (H14年度) | - | |
| | | | | | | 全窒素 | | | | 95 (H14年度) | - | |
| | | | | | | 全磷 | | | | 96.7 (H14年度) | - | |
| | | | | | (参考指標) 赤潮の発生件数(件) | | | | | 89 (H14年度) | - | |
| | | | | | (参考指標) 埋立て免許面積(ha) | | | | | 35.2 (H14年度) | - | |
| | | | (下位目標3) | 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善等を図る。 | 有明海及び八代海における水質環境基準達成率(%) | 有明海 | | | | COD | 86.7 (H14年度) | 100 |
| | | | | | | | | | | 全窒素 | 100 (H14年度) | 100 |
| | | | | | | | | | | 全磷 | 60 (H14年度) | 100 |
| | | | | | | 八代海 | | | | COD | 85.7 (H14年度) | 100 |
| | | | | | | | | | | 全窒素 | 75 (H14年度) | 100 |
| | | 全磷 | 100 (H14年度) | 100 | | | | | | | | |
| | | (参考指標) 赤潮の発生件数(件) | | 有明海 42 (H14年) | - | | | | | | | |
| | | | | 八代海 15 (H14年) | - | | | | | | | |
| | | (参考指標) 養殖業・海面産業の漁獲量(トン) | | 有明海 196,414 (H14年) | - | | | | | | | |
| | | | | 八代海 42,208 (H14年) | - | | | | | | | |
| (下位目標4) | 指定湖沼流域における湖沼計画の着実な実施により、湖沼水質を改善する。 | 例:琵琶湖(南湖)のCOD(mg/L) | | 4.2 (H14年度) | 3.5 (H17年度) | | | | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | |
|------------------------------|------------------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------|----------------|------------------------------------|------|---|---|---|
| 3 水環境の 保全 | (4) | 水環境の 監視等の 体制の 整備 | 水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。 | 公共 用水 域 | 健康項目 | 5,695 地点 278,745 検体 (H14 年度) | - | ・公共用水域及び地下水 において、都道府県等の 行う水質の監視測定及び 計画策定に対し補助を行 い、要監視項目調査結果 とともに測定結果を公表。 | ・常時監視の測定地点数 は高い水準で推移してい る他、要調査項目の分析 方法、簡易測定法の開発 も随時進めており、効率 的な監視体制の構築とい う目標をほぼ達成してい る。 ・河川水質調査の環境教 育の側面からの体制充 実、水質総合情報シス テムのデータベース化等が 課題。 | 2 ・今後とも水環境の状況 を把握し、適切な水質改 善対策を実施するため、 引き続き水環境の監視を 継続していくことが必要。 |
| | | | | | 生活環境項目 | 3,533 水域 430,271 検体 (H14 年度) | - | | | |
| | | | | | トリハロメタン 生成能 | 473 地点 2,155 検体 (H14 年度) | - | | | |
| | | | | | 要監視項目 | 2,035 地点 21,033 検体 (H14 年度) | - | | | |
| | | | | 地下 水 | 概況調査 | 5,269 本 5,269 検体 (H14 年度) | - | | | |
| | | | | | 汚染井戸周辺 地区調査 | 2,133 本 2,133 検体 (H14 年度) | - | | | |
| | | | | | 定期モニタリ ング調査 | 4,384 本 4,384 検体 (H14 年度) | - | | | |
| | | | | ダイ オキ シン 類 | 公共用水域 水質 | 2,188 地点 2,666 検体 (H14 年度) | - | | | |
| | | | | | 公共用水域 底質 | 1,766 地点 1,831 検体 (H14 年度) | - | | | |
| | | | | | 地下水質 | 1,310 地点 1,312 検体 (H14 年度) | - | | | |
| (参考指標) 全国水生生物調査 における調査地点数 | | | | 5,141 (H14 年度) | - | | | | | |
| (下位目標1) | 水環境に関わるデータをウェブ上で公開するシステム を構築する。 | (参考指標) アクセス件数 | (H17 年度公 開予定) | - | | | | | | |
| (下位目標2) | 水環境中の微量有害物質の監視測定体制を整備す る。 | (参考指標) 要調査項目の分析法開発数 | 197 (H15 年度) | - | | | | | | |
| (下位目標3) | 小規模事業場からの排出負荷量の公定分析法を開発 する。 | 公定法とする簡易測定機器数 (種類) | 3 (H15 年度) | - | | | | | | |

| 施策名 | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 |
|-----------|---|--|---|------------------|---------------|--|--|----------------|
| 4 土壌環境の保全 | 有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。 | | - | - | - | ・土壌環境基準を達成・確保するための施策を推進するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理するため、土壌汚染対策法に基づき着実に対策を推進している ・関係法制度の円滑な施行により対策事業が着実に実施され、目標の達成に向け順調に進展。 ・農作物経由の有害物質暴露・土壌生態系等に関する基準策定、未規制物質による土壌汚染といった新たな問題があり、これらへの対応が課題。 | 1 ・環境基準等の設定については、農作物経由の有害物質暴露、土壌生態系等に関する基準等策定の検討に向け、更なる知見の集積のための調査が必要。 ・市街地土壌汚染対策については、継続的に事業を進めていくとともに、新たな課題となっている鉛による射撃場の土壌汚染対策のための調査が必要。 ・農用地の土壌汚染対策については、カドミウムの国際食品規格についての議論の動向を踏まえた新たな農用地土壌汚染対策の在り方の検討が必要。 | |
| | (下位目標1) | 環境基準等の設定、見直しを行う。 | (参考指標) 環境基準項目数 | 28 (H15年度) | - | | | |
| | | | (参考指標) 土壌汚染対策法に基づく指定基準 | 26 (H15年度) | - | | | |
| | (下位目標2) | 農用地の土壌汚染対策を着実に推進する。 | (参考指標) 基準値以上検出地域の面積(累積)(ha) | 7,224 (H14年度) | - | | | |
| | | | (参考指標) 対策地域として指定された地域の面積(累積)(ha) | 6,275 (H14年度) | - | | | |
| | | | (参考指標) 対策事業等が完了した面積(累積)(ha) | 6,054 (H14年度) | - | | | |
| | | | (参考指標) 対策地域を指定解除した面積(累積)(ha) | 4,838 (H14年度) | - | | | |
| | (下位目標3) | 市街地等の土壌汚染対策を着実に推進する。 | (参考指標) 有害物質使用特定施設の使用の廃止による調査対象施設の件数(件) | 528 (H15年度) | - | | | |
| | | | (参考指標) 都道府県知事が土壌汚染状況調査の命令を発出した件数(件) | 3 (H15年度) | - | | | |
| | | | (参考指標) 土壌汚染が認められ指定区域として指定された件数(件) | 14 (H15年度) | - | | | |
| | | | (参考指標) ダイオキシン類常時監視地点数(地点) | 3,300 (H14年度) | - | | | |
| | | | (参考指標) ダイオキシン類環境基準超過地点数(地点) | 0 (H14年度) | - | | | |
| | | (参考指標) ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定(累積/地点) | 2 (H15年度) | - | | | | |
| 5 地盤環境の保全 | 地盤沈下を防止する。 | | - | - | - | ・地盤沈下については、近年全国的には沈静化の傾向にあるものの、一部地域において沈下が見られ、目標未達成。 ・地下水の保全については、雨水浸透樹の設置事業補助を行い、流域の涵養能力の向上を図る等の取組を実施。 ・地盤沈下は、全国的には沈静化の傾向にあり、目標達成に向け進展。 ・一部地域において沈下が見られる他、都市化や地下開発による地盤沈下の潜在的な危険性があり、これらへの対応が課題。 | 1 ・適正な地下水位の確保を図るため、地下水の有効利用を含めた管理手法の開発が必要。 ・地下開発による地盤沈下等の障害が見られることから、地下開発による環境影響の知見の集積が必要。 | |
| | (下位目標1) | 湧水時を含め地下水採取による地盤沈下の防止及び地下工事による地盤沈下を防止する。 | 年間2cm以上の地盤沈下面積(km ²) | 461 (H14年度) | 0 | | | |
| | | | (参考指標) 地下水採取量(要綱地域の計)(億m ³ /年) | 7.2 (H13年度) | - | | | |
| (下位目標2) | 地下水位を回復し、湧水の復活を図るとともに適正な地下水位の維持に努める。 | (参考指標) 地下水位の測定本数(本) | 492 (H14年度) | - | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | |
|------------------|-----|---------------------|---|----------------------|-----------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--|--|---|
| 6 廃棄物・リサイクル対策 | (1) | 循環型社会の形成の推進のための基本措置 | 循環型社会の形成の推進のために循環基本計画の数値目標を達成する。 | | 資源生産性(万円/トン) | 約 28 (H13 年度) | 約 39 (H22 年度) | ・最終処分量は減少したが、資源生産性と循環利用率は顕著な進捗なし。 | ・循環型社会形成推進基本計画に定めた数値目標のフォローアップ及び年次報告書の作成・公表により、今後の取組の方向性及び循環型社会形成推進基本計画の点検と見直しの基礎が整備され、目標達成に向けて着実に進展。 ・今後、数値目標について、その達成状況を的確に把握することが課題。 | 2 | |
| | | | (下位目標1) 循環型社会形成推進基本計画に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 | | - | - | - | | | | |
| | | | (下位目標2) 政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告(循環型社会白書)を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。 | | - | - | - | | | | |
| | | | 各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。 | | - | - | - | | | | |
| | (2) | 循環資源の適正な循環的な利用の推進 | (下位目標1) | 容器包装のリサイクルを推進する。 | 分別実施市町村数及び分別収集量 | 無色のガラス製容器 | 2,795 市町村 349 千トン (H14 年度) | 3,169 市町村 467 千トン (H19 年度) | ・各リサイクル制度におけるリサイクルの推進は概ね順調。 ・15 年度は3ヵ所のエコタウン事業を認定し(合計20 ヵ所)、リサイクル施設2ヵ所について支援。 | ・各リサイクル制度は、概ね順調に推進。 ・全国の規範となるリサイクル事業が展開されることとなり、先進的な環境調和型のまちづくりに向け、着実に進展。 ・各リサイクル制度の円滑な施行とともに、さらなる推進方策の検討等が課題。 | 1 |
| | | | | | | 茶色のガラス製容器 | 2,807 市町村 304 千トン (H14 年度) | 3,169 市町村 401 千トン (H19 年度) | | | |
| | | | | | | その他のガラス製容器 | 2,740 市町村 164 千トン (H14 年度) | 3,154 市町村 214 千トン (H19 年度) | | | |
| | | | | | | 紙製容器包装 | 525 市町村 58 千トン (H14 年度) | 1,916 市町村 222 千トン (H19 年度) | | | |
| | | | | | | ペットボトル | 2,747 市町村 188 千トン (H14 年度) | 3,132 市町村 273 千トン (H19 年度) | | | |
| | | | | | | プラスチック製容器包装 | 1,306 市町村 283 千トン (H14 年度) | 2,666 市町村 922 千トン (H19 年度) | | | |
| 鋼製容器包装 | | | | | | 3,123 市町村 420 千トン (H14 年度) | 3,226 市町村 535 千トン (H19 年度) | | | | |
| アルミニウム製容器包装 | | | | | | 3,130 市町村 146 千トン (H14 年度) | 3,227 市町村 187 千トン (H19 年度) | | | | |
| 段ボール | | | | | | 2,105 市町村 503 千トン (H14 年度) | 2,942 市町村 715 千トン (H19 年度) | | | | |
| (下位目標2) | | | 特定家庭用機器のリサイクルを推進する。 | 家電リサイクル法における再商品化率(%) | 家庭用エアコン | 78 (H14 年度) | 60 (各年度) | | | | |
| | テレビ | 75 (H14 年度) | | | 55 (各年度) | | | | | | |
| | 洗濯機 | 61 (H14 年度) | | | 55 (各年度) | | | | | | |
| | 冷蔵庫 | 60 (H14 年度) | | | 60 (各年度) | | | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | |
|---------------|-------------------------------|-----------------------------|---|--------------------------------|---|-----------------|--|--|----------------|-----------------|---------------|
| 6 廃棄物・リサイクル対策 | (2) | 循環資源の適正な循環的な利用の推進 (続き) | (下位目標3) | 食品循環資源のリサイクルを推進する。 | 食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率(%) | | 20 (H18年度) | | | | |
| | | | (下位目標4) | 建設資材のリサイクルを推進する。 | 再資源化等の実施率(%) | コンクリート | 98 (H14年度) | | | 95 (H22年度) | |
| | | | | | | アスファルトコンクリート | 99 (H14年度) | | | 95 (H22年度) | |
| | | | | | | 建設発生木材 | 89 (H14年度) | | | 95 (H22年度) | |
| | | | (下位目標5) | 事業系パソコン、小型二次電池のリサイクルを推進する。 | 資源有効利用促進法における事業系パソコン、小型二次電池の自主回収・再資源化率(%) | 事業系パソコン | デスクトップ | | | 75.1 (H14年度) | 50 (H15年度) |
| | | | | | | | ノートブック | | | 43.8 (H14年度) | 20 (H15年度) |
| | ブラウン管式表示装置 | 66.7 (H14年度) | | | | | 55 (H15年度) | | | | |
| | 液晶式表示装置 | 63.0 (H14年度) | | | | | 55 (H15年度) | | | | |
| | 小型二次電池 | ニカド電池 | | | | | 72.3 (H14年度) | | | 60 (各年度) | |
| | | ニッケル電池 | 80.0 (H14年度) | 55 (各年度) | | | | | | | |
| | | リチウムイオン電池 | 53.8 (H14年度) | 30 (各年度) | | | | | | | |
| | (下位目標6) | 廃自動車等のリサイクルを推進する。 | 自動車リサイクルにおける再資源化率(%) | 自動車破砕残さ | - | 70 (H27年度) | | | | | |
| | | | | ガス発生器 | - | 85 (各年度) | | | | | |
| (3) | 一般廃棄物対策 (排出の抑制、再生利用、適正処理等) | 一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進する。 | | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の再生利用、適正処理等が推進されている一方、一般廃棄物の排出量についてはここ数年横ばい傾向。 循環型社会構築のために必要な処理施設の整備に対する財政的・技術的支援、国民・事業者による排出抑制のための主体的取組等の充実が課題。 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類について、その目標を達成する見込みが得られたが、引き続き排出削減を図っていくことが課題。 最終処分場の残余容量には地域格差が大きく、新たな容量確保手段が課題。 焼却施設の適切な解体、過去未規制だった最終処分場の適正化が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物の処理について、発生抑制や安全かつ適正な循環的な利用及び処分を推進するため、より効果的な体制や施設の整備・調査研究・技術開発等を行うことが必要。 | | | |
| | | (下位目標1) | 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%削減する。 | 排出量(百万トン) | 55 (H13年度) | 49 (H22年度) | | | | | |
| | | (下位目標2) | 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物のリサイクル率を約11%から約24%に増加させる。 | リサイクル率(%) | 15 (H13年度) | 24 (H22年度) | | | | | |
| | | (下位目標3) | 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。 | 最終処分量(百万トン) | 9.9 (H13年度) | 6.4 (H22年度) | | | | | |
| | | (下位目標4) | 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。 | 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量(g-TEQ/年) | 370 (H14年) | 310 (H14年度末) | | | | | |
| | | (下位目標5) | 廃棄物処理施設整備計画に従って適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進することにより、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保する。 | - | - | - | | | | | |
| | | (下位目標6) | 市町村に対する支援を通じて、生活環境の保全を図る。 | - | - | - | | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | |
|-------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|---|---------------------------------|--------------------|-----------------|---|----------------|---|
| 6 廃棄物 リサイクル 対策 | (4) | 産業廃棄物 対策 (排出の抑制、再生利用、適正処理等) | 産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。 | | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出抑制、再生利用率の増加による減量、適正処理等の推進を図る。 産業廃棄物の発生抑制及び再生利用等による減量、適正処理は着実に推進。 不適正処理事業に対する国の役割の強化、不法投棄の撲滅と優良業者の育成、公共関与による産業廃棄物処理施設整備の推進、PCB廃棄物処理体制の構築等が課題。 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 一定の成果は出ているが、従来の施策を強化・継続するとともに、新たに数次の廃棄物処理法改正に対処するため、産業廃棄物行政に携わる都道府県・保健所設置市職員の人材育成が必要。 |
| | | | (下位目標1) | 産業廃棄物の排出量の増加を、平成9年度に対し、平成22年度において、12%に抑制する。 | 排出量(百万トン) | 400 (H13年度) | 458 (H22年度) | | | |
| | | | (下位目標2) | 産業廃棄物のリサイクル率を、平成9年度に対し、平成22年度において、約41%から約47%に増加させる。 | 再生利用量(%) | 45.8 (H13年度) | 47 (H22年度) | | | |
| | | | (下位目標3) | 産業廃棄物の最終処分量を、平成9年度に対し、平成22年度において、おおむね半分に削減する。 | 最終処分量(百万トン) | 42 (H13年度) | 30 (H22年度) | | | |
| | | | (下位目標4) | 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において200g-TEQ/年以下とする。 | 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年) | 265 (H14年) | 200 (H14年度末) | | | |
| | | | (下位目標5) | 平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理を完了する。 | 高圧トランス等の処理量(台) | 270,000 (H14年度) | 0 (H28年度) | | | |
| | (5) | 廃棄物の 不法投棄の 防止等 | 廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。 | | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄の未然防止・拡大防止について努めるとともに、違法な廃棄物の輸出入の未然防止を図った。 法改正・法制定、対策の充実が図られ、目標の達成に向けて進展。 不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。 このため、国の役割の強化、不法投棄等を目的とする運搬や硫酸ピッチの不適正保管に対する罰則強化の推進や、国際的連携の強化等、施策の見直し等を行っていくことが必要。 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄等を目的とする運搬や硫酸ピッチの不適正保管に対する罰則強化等を内容とする改正廃棄物処理法を適切に運用するとともに、国の体制強化を始めとする不法投棄の総合的対策の推進や、国際的連携の強化等、施策の見直し等を行っていくことが必要。 |
| | | | (下位目標1) | 産業廃棄物の不法投案件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減する。 | 不法投案件数(件) | 934 (H14年度) | H11年度に対しておおむね半減 | | | |
| | | | | | 不法投棄量(万トン) | 31.8 (H14年度) | | | | |
| | | | (下位目標2) | 廃棄物等の適正な輸出入を確保する。 | パーゼル法輸出承認件数(件) | 5 (H15年度) | - | | | |
| | | | | | パーゼル法輸出承認件数(件) | 19 (H15年度) | - | | | |
| | | | | | 廃棄物処理法輸出確認件数(件) | 43 (H15年度) | - | | | |
| 廃棄物処理法輸入許可件数(件) | 4 (H15年度) | - | | | | | | | | |
| (下位目標3) | 化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。 | - | - | - | | | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | |
|-------------------------|-----|---|--|--|--|--------------------------|---------------------------|--|---|---|
| 6 廃棄物 リサイクル 対策 | (6) | 合併処理 浄化槽の 整備による し尿等の 適正な処理 の推進 | 河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。 | | (参考指標) 浄化槽の整備率(%) | 7.8 (H14年度) | 11 (H19年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度末の汚水処理人口普及率に占める浄化槽による汚水処理人口普及率は7.8%となっており、前年度より上昇。 ・浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村も207となり、取り組む市町村数が年々増加。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本施策による生活排水対策は有効。 ・生活排水対策の遅れている中小市町村において、市町村が設置主体となる市町村設置型事業の一層の普及を図り、浄化槽の整備を促進することが課題。 | 1 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽市町村整備推進事業の一層の推進等、事業の拡充。 |
| | | | (下位目標1) | 浄化槽を整備促進する。 | (参考指標) 浄化槽市町村整備推進事業 実施市町村数 | 207 (H16年度) | - | | | |
| 7 化学物質 対策 | (1) | 環境リスク の評価 | 化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価等を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質審査規制法・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)対象物質に関するデータのうち、必要性が高い物質を媒体別に169物質調査、調査研究対象として、SPEED 98でリストアップされた化学物質のうち、優先して環境リスク評価に取り組む物質として新たに20物質を選定し、評価に着手。 ・内分泌かく乱化学物質の魚類、鳥類、両生類及び無脊椎動物についてのスクリーニング・試験法の開発を推進。 ・国際的連携として内分泌かく乱化学物質に関する国際シンポジウムを毎年開催。 ・環境リスク評価については、PRTR法対象物質等のうち、現在までに177物質について基礎情報を収集。 | <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質による環境汚染の実態調査の実施、内分泌かく乱作用が疑われている物質についての有害性評価や環境リスク初期評価を計画的に推進し、着実な成果。 ・内分泌かく乱化学物質のスクリーニング・試験法の開発について一定の成果。 ・環境リスク評価の成果は、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 (環境ホルモン戦略計画98(SPEED 98)については平成15・16年度で見直し検討中) | 1 <ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染実態調査については、化学物質審査規制法指定化学物質の急速な増加に対応し、環境リスク評価の新たな評価手法の導入を図りつつ推進することが必要。 |
| | | | (下位目標1) | 有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握及び環境リスクの評価・管理に資するため、環境モニタリング等を計画的に進める。 | 調査対象媒体別物質数 | 169物質 (H15年度) | H16年度については6月頃決定 | | | |
| | | | (下位目標2) | 「環境ホルモン戦略計画98(SPEED 98)」に基づき、45物質以上について、平成16年度までに内分泌かく乱作用についての有害性評価を行うとともに、OECDの試験法の開発に協力する。 | SPEED 98の評価対象物質のうち有害性評価に着手した物質数 (有害性評価に一定の結論が得られた物質数) | 20物質 (7物質) (H15年度) | 65物質 (65物質) (H16年度) | | | |
| | | | (下位目標3) | 化学物質排出把握管理促進法対象物質等のうち、平成13年度から16年度までに220物質を目標として基礎情報を収集し、環境リスク評価を進める。 | 情報収集対象物質数 | 177物質 (H15年度) | 220物質 (H16年度) | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | | |
|---------------------|-----|---|---|----------------|-------------------------------|------------------|--|--|--|--------------------|------------------|
| 7 化学 物質 対策 | (2) | 環境リスク の管理 | ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。 | | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類については排出削減目標、環境基準達成率、一日摂取量の観点からの目標達成状況は概ね良好。 ・農薬及びその他の化学物質については、制度改正を行うことにより、生態系保全を視野に入れた対策が可能になり、制度実施のための準備を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類、並びに農薬及びその他の化学物質については、左記の達成状況の通り概ね良好。 ・環境リスクの管理全体としても、目標に対する達成状況は概ね良好と評価。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 | <p>1</p> <p>ダイオキシン類については、すでに削減計画における目標達成期限(平成 14 年度末)が到来しているため、これまでの取組を検証し、今後の取組について検討を行う必要がある。農薬及びその他の化学物質については、新制度の実施に向け、以下のとおり必要な事項に取り組み。</p> <p>下位目標 2: 農薬の環境リスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産動植物に係る基準の設定に向けた取組の進捗は順調であるが、生態系全般に対する農薬のリスク評価及び管理手法の検討についても取り組むことが必要。 ・特定農薬指定のため、個別の資材の評価に必要な薬効及び安全性データの収集等に引き続き取り組むことが必要。 ・農薬による人健康被害防止の観点から、食品・水経路の曝露のみならず、飛散した農薬の大気経路のリスク評価及び管理手法の開発に向けた取組に着手するとともに、最新の知見に基づく既登録農薬の再評価に取り組むことが必要。 ・その他、内分泌かく乱作用に係る評価を考慮した農薬リスク管理手法の検討、過去に埋設され、形状等不均一な P O P s 廃農薬の環境保全上適切な処理に引き続き万全を期すことが必要。 <p>下位目標 3: 化学物質の審査・規制等</p> <p>化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制等の取組強化を図ることが必要。</p> | | |
| | | | (下位目標 1) | | ダイオキシン類排出量削減率 (H9 年比) (%) | 88 (H14 年度) | | | | 約 90 (H14 年度末) | 100 (可及的速やかに) |
| | | | ダイオキシン類について排出総量を平成 14 年度末までに平成 9 年比約 9 割削減、維持する。環境基準の達成率を 100% にする。また、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。 | | ダイオキシン類に係る環境基準達成率 (%) | 大気 | | | | 99.7 (H14 年度) | |
| | | | | | | 公共用水域水質 | | | | 97.2 (H14 年度) | |
| | | | | | | 公共用水域底質 | | | | 97.6 (H14 年度) | |
| | | | | | | 地下水質 | | | | 99.9 (H14 年度) | |
| | | | | | | 土壌 | | | | 100 (H14 年度) | |
| | | | | | 対策着手率 底質 (%) | - | | | | 100 (汚染発覚後速やかに) | |
| | | | | | 対策完了率 底質 (%) | - | | | | 100 | |
| | | | | | 1 人当たりの一日摂取量 (pg-TEQ/kg/日) | 1.53 (H14 年度) | | | | 4 | |
| (下位目標 2) | | 新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。 | 新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数 | - | 100% (H19 年度末) | | | | | | |
| (下位目標 3) | | 化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質の審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。また、生態系の保全を視野に入れた化学物質の審査・規制制度を導入する。 | 文献調査により既存化学物質点検を行った化学物質数(累積) | 11 (H15 年度) | 51 (H16 年度) | | | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | |
|-----------------|-----|-------------------------|--|---|---|--|--|--|---|
| 7 化学物質 対策 | (3) | リスクコミュニ ケーション の推進 | PRTR データの集計・公表及びその有効利用を図るとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の促進や場の提供を行う。 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・当初目標通り着実に実施。 ・PRTR データの精度向上、データ公表システムの改良等改善すべき課題は残る。 ・化学物質やその環境リスク等に関する市民の理解や市民・産業・行政等のリスクコミュニケーションは十分に進んでいない。 | <ul style="list-style-type: none"> 1 ・引き続き、PRTR 制度の定着とそのデータの有効活用を推進することが必要。 ・化学物質やその環境リスク等に関する市民の理解や市民・産業・行政等のリスクコミュニケーションの充実・強化を図るため、情報の整備、対話の促進や場の提供に係る取組を拡充・強化することが必要。 | |
| | | | (下位目標1) | PRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。 | PRTR データの集計及び公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民ガイドブックの作成及び普及(第1回用) ・PRTR データの集計等及び公表等(第2回)(H15年度) | | | 毎年1回 公表 (終期なし) |
| | | | (下位目標2) | 化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備(化学物質ファクトシート等)、人材(化学物質アドバイザー)の育成・活用による対話の推進を行うとともに、化学物質に関する対話の場として、市民・産業・行政等の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」を定期的に開催する。 | 情報の整備として、化学物質ファクトシートの作成(物質数) 化学物質アドバイザーの登録人数(人)と派遣回数(人回) 「化学物質と環境円卓会議」開催回数(回) | 50(暫定版) (H21年度) ・延べ25人登録(7名追加) ・延べ51人回派遣 (H15年度) 3 (H15年度) | | | 354 (H21年度) 派遣要求の増加等需要に応じて50人まで拡充 (終期なし) 当面定期的に開催 (終期なし) |
| | (4) | 国際協調 による取組 の推進 | 化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進、及び国際機関等との連携・協力を図る。 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・我が国は平成14年8月に POPs 条約を締結、条約に基づく国内実施計画の策定作業を引き続き推進。 ・PIC 条約については、平成16年夏頃までに締結する見込み。 ・化学品の分類及び表示に関する世界調査システム(GHS)については、平成15年7月の国連の勧告に従い、その導入に向けた検討を開始。 ・OECD の化学品関連の会合及び IFC S 等化学物質政策に関する会合にも必要に応じて参加。 | <ul style="list-style-type: none"> 1 ・東アジア地域における POPs モニタリングの推進等を新たに行うことが必要。 ・PIC 条約に基づく必要に応じた国内対策を推進。 ・GHS の目標年次までの我が国への導入を図る。 ・OECD 等の作業について、引き続き積極的に参加・実施する。 | |
| | | | (下位目標1) | 化学物質関係の各条約(POPs 条約、PIC 条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD などが進める化学物質対策との連携及びアジア太平洋地域における国際協力を強化する。 | POPs 条約に基づく国内実施計画の策定 POPs 条約を踏まえた POPs モニタリングの実施 PIC 条約の締結 | 2004(H16) 年度 毎年度継続 2003(H15) 年度 | | | |
| | | | | | | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | |
|-----|--------------------|-------------------|---------------------|--|---|---------------|---|--|---|---------------------------|------------------|
| 7 | 化学物質対策 | (5) | 国内における毒ガス弾等対策 | 国内における毒ガス弾等による被害の未然防止のための施策を推進する。 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の毒ガス対策に関する基礎資料を得るため、昭和48年「旧毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査を行った。 ・その結果を受け、陸域114事業及び水域29事業に関して政府としての今後の対応方針が決定された。 ・いくつかの事業については環境調査あるいは情報収集に着手した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ調査の取りまとめにより、全国の毒ガス弾等に関する状況についての情報を把握し、具体的な施策に着手。 ・茨城県神栖町においてボーリング調査を実施、汚染源を特定し、健康調査を行うとともに、症候や病態の解明のための調査研究を実施。 ・以上、概ね目標に向けた第1ステップは達成。 | 2 <ul style="list-style-type: none"> ・国内における毒ガス弾等に関する環境調査等を着実に実施し、被害の未然防止を図る。 ・茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業等については、ジフェニルアルシンの健康影響等の解明を図る。 | | |
| 8 | 自然環境保全と自然とのふれあいの推進 | (1) | 生物多様性の確保に係る施策の総合的推進 | 生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。 | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る施策を各分野において適切に実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「新・生物多様性国家戦略」の基本的方向、施策の方針に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る具体的な施策が推進され、目標達成に向け進展。 | 2 <ul style="list-style-type: none"> ・新・国家戦略に示された各種施策を引き続き展開。 | | |
| | | | | (下位目標1) | 新たに策定した生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点より強く組み込む。 | - | | | | - | |
| | | | | (下位目標2) | 自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。 | モニタリングサイト設置数 | | | | 120 (H15年度) [事前調査中] | 1,000 (H19年度) |
| | | | | (下位目標3) | 開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。 | - | | | | - | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | |
|----------------------|-----|-------------------|--|--|-----------------|---------------|---|--|---|---------------|
| 8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進 | (2) | 自然環境の 保全 | 原生的な自然及び優れた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法や自然公園法等に基づく施策の立案・実施等を通じて、原生的な自然及び優れた自然の保全図った。 ・里山里地などの二次的自然について、手法・体制に係るケース・スタディを実施。 ・身近な自然を確保するビオトープ整備事業に対し、補助を執行。 ・干潟・藻場等の湿地について、基礎的情報の収集・整備を執行。 | <ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境及び優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組を推進。 ・目標達成に向けて着実に進捗しているところであり、さらなる取組の推進が課題。 | 1 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を保全することが特に必要な地域、人間活動の規模の拡大や広がりに伴い減少しつつある自然林や二次林、藻場・干潟等について、その特性に応じた自然環境の適正な保全を総合的に推進するために着実な施策の実施を推進。 ・自然保護への人々の意識の高まりを受け、国立公園の一層の質の向上を図り、将来にわたる日本の資産として更に充実したものにすることが、自然環境行政の大きな課題の一つ。 ・また、観光立国、地域再生、地域雇用の場としても大きな期待が寄せられていることを踏まえ、地域制の国立公園として、地域との連携・協力を得つつ、施策の重点化を図ることが必要。 ・自然環境の保全、自然とのふれあいの推進を図るためには、自然公園における自然生態系の保全を図りつつ、それらの持続可能な利用を推進するために各種の施策を継続することが必要。 | |
| | | | (下位目標1) | 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園を適切に保全管理する。 | - | - | | | | - |
| | | | (下位目標2) | 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全管理を実施する。 | - | - | | | | - |
| | | | (下位目標3) | 国立公園の適正な保全管理のため、国立公園計画の点検を行う。 | 国立公園計画の点検実施済地域数 | 25 (H15年度) | | | | 57 (H19年度) |
| | | | (下位目標4) | 里地里山の保全と持続的な利用の推進及び生物の生息空間(ビオトープ)の確保とそのネットワーク化を推進する。 | - | - | | | | - |
| | | | (下位目標5) | 湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系を保全する。 | - | - | | | | - |
| | (3) | 自然環境の 再生 | 生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、関係自治体や専門家、NGO等の参画を得て、失われた自然を積極的に再生する。 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・14年度より自然再生事業を釧路湿原、くぬぎ山(埼玉県)において実施。 ・釧路湿原では、乾燥した湿原の回復による湿原の再生、くぬぎ山では点在する改変地の植生復元による里山の再生を実施。 ・その他、全国14カ所で、事業対象地の生態系の詳細調査及び具体的な再生手法を検討するための自然再生推進計画調査を実施。 ・自然再生推進法に基づき、自然再生基本方針を策定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然再生推進法の運用と自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」が着実に推進。 | 2 <ul style="list-style-type: none"> ・13年度に決定した新・生物多様性国家戦略、14年度に施行された自然再生推進法を踏まえて、本施策を着実に展開。 | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | |
|---------------------|-----|-------------------|---|---|---------------------------|---------------|--|--|---|---|
| 8 自然環境保全と自然のふれあいの推進 | (4) | 野生生物の保護管理 | 希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人との共生を図る。さらに、外来種生物及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物については、生息状況等の調査による現状把握を行うとともに、種の保存法に基づき、生息地等保護区の指定、保護増殖事業計画の改訂を実施。 鳥獣の保護管理については、特定鳥獣保護管理計画制度を推進。 遺伝子組換え生物については、カルタヘナ議定書の国内担保法「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」を整備し、施行。 外来生物については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案」を国会に提出。 | <ul style="list-style-type: none"> 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の整備及び施行、外来生物による被害防止の枠組みの検討など政策の仕組みづくりについて進捗。 国指定鳥獣保護区の新規指定、生息地等保護区の新規指定、保護増殖事業計画の改訂などの施策を推進。 目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 | 1 | |
| | | | (下位目標1) | レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。 | - | - | | | | - |
| | | | (下位目標2) | 希少野生動植物の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保全に係る調査研究を推進する。 | - | - | | | | - |
| | | | (下位目標3) | 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、合わせて、猟具の使用に係る危険を予防する。 | (参考指標) 国指定鳥獣保護区箇所数(箇所) | 59 (H15年度) | | | | - |
| | | | (下位目標4) | 生態系に悪影響を与える外来種生物の対策として捕獲などを実施するとともに具体的な制度の検討を進める。また、生物多様性条約カルタヘナ議定書に対応した国内担保法の整備・施行等により、遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。 | - | - | | | | - |
| | (5) | 動物の愛護及び管理 | 動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進する。 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等と連携を図りながら、普及啓発資料の配付や動物愛護週間行事を実施する等、動物愛護管理の普及啓発を実施。 自治体職員に対する講習会の実施。 動物販売時の適正飼養説明マニュアルの作成。 地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進。 展示動物の飼養保管基準の告示。 | <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発や各種事業の実施等により、動物の愛護と適正な飼養を推進。 人と動物との共生を図るためには、引き続き普及啓発を図るとともに、官民連携した地域における体制づくりへの支援等が課題。 | 1 | |
| | | | (下位目標1) | 動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。 | - | - | | | | - |
| | | | (下位目標2) | 都道府県等と連携して、家庭動物の終生飼養を推進するためのモデル事業を実施する。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。 | - | - | | | | - |
| | | | (下位目標3) | 改正法施行後の動物愛護管理に関する各種取組状況及び実態について、調査検討を実施するとともに、動物愛護管理法に基づき定められた展示動物の飼養保管基準の見直しを行う。 | - | - | | | | - |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | |
|-------------------------|-----|-------------------|---|---|------------------------------|-----------------------|---|---|--|---|
| 8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進 | (6) | 自然とのふれあいの推進 | 自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にすることを育成する。 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成や活動プログラムの開発等による自然とのふれあい活動のサポート。 ・自然ふれあい行事開催やインターネットによる情報提供など自然とのふれあい機会や情報の提供。 ・利用拠点における駐車場の整備等、公園利用の活性化を図る事業等による自然とのふれあいの場の整備。 ・温泉法の適正な運用等による温泉の保護と適正利用の促進。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備、及び温泉の保護と適正利用の推進の実施により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応。 ・自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にすることを育成。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 | 1 <ul style="list-style-type: none"> ・国民の自然への関心の高まり、自然体験活動のニーズの高まりを背景に、総合的な学習の時間の場としての活用など、国立公園等における自然系環境教育のあり方や活用方策について見直しが必要。 ・国立公園のビジターセンター等における環境教育・環境学習を更に進めるため、インタープリター(自然解説者)を配置することが必要。 | |
| | | | (下位目標1) | 自然公園指導員やパークボランティアの活動の質の向上、及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図る。また、自然ふれあい体験学習活動の先進地である田貴湖ふれあい自然塾等で、モデル的な体験プログラムの開発、実践を進め、情報発信等を実施する。 | - | - | | | | - |
| | | | (下位目標2) | 自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼びかけるとともに、観察会等を実施する。また、ホームページ(インターネット自然研究所)などにより、自然とのふれあい施設、各種行事等の自然情報を提供。これらの充実に努め、自然とのふれあいの機会の提供を図る。 | (参考指標) 子どもパークレンジャー参加者数(人) | 1,064 (H15年度) | | | | - |
| | | | | インターネット自然研究所(ホームページ)アクセス数(件) | 897,229 (H16年1月) | - | | | | |
| | | | (下位目標3) | 国立・国定公園等の自然公園における優れた自然や山里等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。 | 自然公園等の利用者数(千人) | 935,979 (H15年度) | | | | - |
| | | | (下位目標4) | 温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査や、ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業を実施する。 | 国民保養温泉地年度延宿泊利用人員(人) | 14,953,458 (H15年度) | | | | - |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | |
|--------------|-----|------------------------|--|---|---------------|------|--|--|---|---|
| 9 国際的取組に係る施策 | (1) | 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保 | 環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。 | - | - | - | ・国際会議等への積極的な参画を通じ、国際協調や国際的な環境政策の推進に寄与。 ・森林の保全及び砂漠化対策については、対策手法についての調査・検討を踏まえ、国際会議等において技術的知見を提供。 ・南極地域の環境保全について、国内担保法の実効性を確保するため、我が国の観測活動の視察等を実施。また、国際的取組に貢献するため、南極特別保護地区の活動制限等に関する施行規則の改正を実施。 ・「持続可能な開発に向けた途上国の研究能力開発・向上プログラム」及び「アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト」を推進し、途上国の科学的能力の向上、政策形成・実施に対して貢献。 | ・ヨハネスブルグサミット等の国際会議の場で積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与。 ・森林保全や砂漠化対策、南極地域の環境保全等についても、国際的な環境政策の推進に寄与。 ・アジア太平洋地域における科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発の点で着実な成果。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 | 1 | ・グローバル化と環境に関し、これまでの貿易と環境に係る事業を拡大発展させることが必要。 ・適時的確な情報を継続して提供できる体制を確立するとともに、提供する情報の質、量を共に向上させることが必要。 ・アジア太平洋地域各国の政策ニーズや、地球観測サミットプロセスを踏まえ、APN をアジア太平洋地域の地球観測に関する能力開発ネットワークとして展開するとともに、APEIS の統合環境モニタリングネットワークを強化していくことが必要。 |
| | | | (下位目標1) | 貿易と環境の相互支持性を強化する。 (*注 相互支持性: 環境に対する貿易のマイナスの影響を最小にしプラスの効果を最大にするため、また、環境政策の要請と自由貿易の要請が衝突する場合に必要な調整を図るために環境政策と貿易政策を相互に支え合うもの) | - | - | - | | | |
| | | | (下位目標2) | 持続可能な森林経営の基準・指標に関する取組を推進し、国連森林フォーラム、生物多様性条約の森林の生物多様性保全等の国際的取組へ積極的に貢献する。 | - | - | - | | | |
| | | | (下位目標3) | 人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策等について調査・検討し、砂漠化対処条約に基づく国際的取組へ積極的に貢献する。 | - | - | - | | | |
| | | | (下位目標4) | 「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処分及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。 | - | - | - | | | |
| | | | (下位目標5) | アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)を活用し、アジア太平洋地域において、科学的側面から環境保全政策形成能力の向上を図る。 | - | - | - | | | |
| | | | (下位目標6) | アジア太平洋地域の研究機関と共同で、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)を推進し、統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルの構築、革新的な環境戦略オプションの提供等を通じて環境管理政策の形成を支援する。 | - | - | - | | | |
| | | | (下位目標7) | IPCC(気候変動に関する政府間パネル)、IGES(地球環境戦略研究機関)のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。 | - | - | - | | | |
| | (2) | 開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力 | 開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。 | - | - | - | ・日中韓三カ国環境大臣会合等を開催し、具体的な環境協力プロジェクトの推進に積極的に貢献。 ・開発途上国支援等に係る「国際環境協力のあり方(中環審答申)」の見直しを推進。 ・アジア太平洋地域を中心として、持続可能な開発に向けた取組を支援。 | ・開発途上地域の環境保全については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、我が国等先進国への協力要請は強い。開発途上地域への国際協力が課題。 | 1 | ・一定の成果が出ているが、新たな国際環境協力の基本戦略に基づき、事業の拡充を行うことが必要。 ・アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る新規施策を検討することが必要。 |
| | | | (下位目標1) | 開発途上地域の環境の保全へ協力する。 | - | - | - | | | |
| | | | (下位目標2) | 地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。 | - | - | - | | | |
| | | | (下位目標3) | 国際協力の実施にあたっての環境配慮を行う。 | - | - | - | | | |
| | | | (下位目標4) | 国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備する。 | - | - | - | | | |

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

| 施策名 | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 |
|--------------------|---|--|----------------------------|-------------------------------|--------------------|---|--|----------------|
| 1 環境基本計画 の効果的実施 | 環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備を進める。 | | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮の方針を策定済みの府省の数が、前年度の3から11に増加するなど、政府活動における環境配慮の織り込みが推進。 ・効果的な環境白書の普及が啓発。 ・環境保全経費の見積もり方針の調整及び取りまとめの効果的な実施。 ・統計データの充実。 ・目標設定の検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備が進展。 ・環境白書については、効果的な啓発資料の開発に努めるほか、全国各地において「環境白書を読む会」を開催するなどして、環境保全に関する意識啓発を効果的に推進。 | 2 |
| | (下位目標1) | あらゆる主体における環境配慮の推進。 | (参考指標) 環境基本計画の認識率(%) | 14(国民) 53(民間団体) (H14年度) | - | | | |
| | | | (参考指標) 環境白書の発行部数 | 22,000 (H15年度) | - | | | |
| | | | (参考指標) 環境配慮の方針の策定状況(府省) | 11 (H15年度) | 全府省 | | | |
| | (下位目標2) | 環境基本計画の見直しに向けた検討を進める。 | - | - | - | | | |
| 2 環境教育・ 環境学習の推進 | 国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。 | | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもエコクラブの会員や環境カウンセラーの人数は着実に増加、学習機会や人材育成の基盤は徐々に確立。 ・文部省と連携して環境教育に係る施策を実施。 ・インターネットやCD-ROMを使った情報提供。 | <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省と連携した環境教育・環境学習の事業の実施、子どもエコクラブの会員数・環境カウンセラーの登録数の増加等、本施策の目標達成に向けて着実に進展。 ・環境カウンセラーに関する情報提供の充実、環境教育推進法の円滑な施行、子どもエコクラブや身近な生活を対象とした環境教育の実施等が課題。 | 1 |
| | (下位目標1) | <p>環境教育・環境学習の人材を育成、確保、活用するため、環境カウンセラーなどの人材登録システムの充実等の施策を進める。</p> <p>また、学校教員や地域の活動実践リーダーを対象に、環境に関する基本的知識の習得や体験学習を重視した研修会を実施する。</p> <p>さらに環境保全に関する指導者を育成・認定する民間の事業を登録する制度を、平成16年10月までに関係省と連携して構築し、適切に運用する。</p> | 環境カウンセラー登録者数(人) | 3,611 (H15年度) | 5,500名 (H18年度) | | | |
| | (下位目標2) | 平成15年度末までに、環境学習支援事業により、廃棄物、水質、大気、都市環境、総合プログラムの各分野の環境学習のプログラムを整備する。 また、国・地方自治体がその職員に対して行う環境教育のためのプログラムの整備を図る。 | - | - | - | | | |
| | (下位目標3) | 都道府県・政令指定都市に対して、環境省の施策や全国の地方公共団体が行う施策について情報を提供する。 また、環境教育・環境学習に関する総合的データベースを整備し、広く国民に対して情報を提供する(平成16年度から運用開始)。 | - | - | - | | | |
| | (下位目標4) | 環境教育・環境学習に関する場や機会の拡大を図るため、子どもエコクラブ等の各種の学習機会を提供する施策を進める。 | 子どもエコクラブ会員数(人) | 82,299 (H15年度) | 110,000 (H18年度) | | | |
| | (下位目標5) | 地方公共団体において、各主体の連携の下、モデル事業を実施し、全国への普及を図る。 | - | - | - | | | |
| | (下位目標6) | 日中韓3か国で環境教育に関する情報交換・交流等を図る。 | - | - | - | | | |

| 施策名 | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 |
|-----------------|---|---|----------------------|--------------------|------------------|--|--|----------------|
| 3 環境パートナーシップの形成 | NGO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。 | | - | - | - | <p>・地球環境パートナーシッププラザは、平成 8 年度の開設以来、パートナーシップの促進、NGO 支援、環境情報の提供・普及をその事業の柱として実施。</p> <p>・支援拠点の設置や、NPO 等との協働での事業実施、市民参画型の政策立案過程の導入など、NPO や企業、市民とパートナーシップ・協働での取組は着実に広がる。</p> <p>・タウンミーティングの開催等により国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換を実施。</p> | <p>・環境保全活動に取り組む様々な主体に対し、地球環境パートナーシッププラザ/環境パートナーシップオフィスから様々な支援を行うとともに、NGO、企業、行政等との意見交換会や勉強会などを行った結果、一定の成果。</p> <p>・地方公共団体において NPO や市民との協働での取組は進んできているが、行政の側で協働での取組の調整を担当する職員が不慣れ。</p> <p>・地方での様々な民間の活動と国レベル、国際レベルでの取組との間の連携、地方の NPO、企業と政府、国際機関や企業とのパートナーシップが不足。</p> <p>・企業、NPO、市民とのパートナーシップでの取組の必要性が高まっているが、これまでプラザでは十分展開できていない。</p> <p>・タウンミーティングや MOE メール等に多数の国民が参加することにより、環境省の政策に関する国民への説明、国民との直接対話の推進が図られている。</p> | 1 |
| | (下位目標1) | 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用して各主体間の交流ネットワークの構築による取組を促進する。 | ホームページアクセス件数(件) | 180万 (H15年度) | 300万 (H18年度) | | | |
| | | | 環境らしんばん登録団体数(団体) | 588 (H15年度) | 2,000 (H18年度) | | | |
| | | | メールマガジンの配信人数(人) | 2,178 (H15年度) | 3,000 (H18年度) | | | |
| | (下位目標2) | 地球環境基金からの民間団体が行う環境保全活動への支援を行うとともに、NGO 等からの政策への提案を施策に反映する仕組みを構築し、パートナーシップによる政策形成を推進する。 | 地球環境基金の助成件数(件) | 216 (H15年度) | - | | | |
| | (下位目標3) | 国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。 | タウンミーティングの開催回数及び参加者数 | 2回 703人 (H15年度) | - | | | |
| MOEメールの件数(件) | | | 34,962 (H15年度) | - | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | | |
|---------------------|-----|-------------------|---|--|--------------------------|----------------|-------------------------|--------------------------|---|--|---|----------------|
| 4 環境と経済の統合に向けた取組 | (1) | 経済活動による環境配慮の徹底 | 経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。 | | - | | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・税制優遇措置や税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討。 ・平成16年度税制改正において環境関連の税制優遇措置を盛り込む。 ・事業者の自主的・積極的な環境への取組を支援するためのツールとして「環境報告書ガイドライン(2003年度版)」、「環境報告書作成基準案」等を取りまとめた。 ・環境報告書の自己審査及び第三者審査に関するモニター事業及び環境活動評価プログラム(エコアクション21)の認証制度の実施に向けたパイロット事業を実施。 ・パイロット事業の結果を踏まえたエコアクション21のガイドライン改訂を検討。 ・環境報告書等による環境情報の開示を進めるとともに情報が社会全体として積極的に活用されるよう促すため、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」を国会に提出。 | <ul style="list-style-type: none"> ・税の優遇措置を通じて環境配慮の徹底。 ・温暖化対策税が必要とされた場合に備え、その導入に向けた国民的論議の進展を図ることができた。 ・事業者の自主的な環境への取組は着実に進展し、本施策は経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組に寄与。 ・以上、目標達成に向けて進展があったところであるが、さらなる取組の推進が課題。 | <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的手法の活用 ・環境配慮の徹底に効果を挙げている税制措置については引き続き実施することが必要。 ・温暖化対策税については、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直し作業の中で必要とされた場合に備え、国民各界各層の意見を聴取しながら更に具体的な制度案の検討を進めるとともに、国民的議論を展開し、国民や関係者の理解と協力を求めていくことが必要。 ・事業者の自主的な環境保全活動の推進 ・一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図ることが必要。具体的には、環境報告書の記載事項の検討や独立行政法人等への説明会の実施など環境配慮促進法の確実な実施、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進、社会的責任投資の促進、環境報告書や環境会計などのグローバルスタンダード化への貢献などを展開していくことが必要。 | |
| | | | (下位目標1) | 税制優遇措置又は税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。 また、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資するよう努める。 | | - | | - | | | | - |
| | | | (下位目標2) | 環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されることを図る。 | | 環境報告書公表企業(%) | 上場企業 38.7 (H15年度) | 非上場企業 17.0 (H15年度) | | | | 約50 (H22年度) |
| | | | 環境会計実施企業(%) | 上場企業 31.8 (H15年度) | 非上場企業 17.2 (H15年度) | 約50 (H22年度) | 約30 (H22年度) | | | | | |

| 施策名 | | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | |
|------------------|--------------|---|------------------------------------|------------------------------------|----|-------------------|--------------------------------------|---|---|---|----------------|-------------------|
| 4 環境と経済の統合に向けた取組 | (2) | 環境保全型産業活動の促進 | 環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。 | | | | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度においては、グリーン購入法の対象となる公的機関全てが調達方針を作成し、これに基づいた調達を実施。 ・特定調達品目の追加・見直しを行い、グリーン購入法の基本方針を一部変更。 ・グリーン購入推進のための地域ネットワーク設立支援。 ・消費者による環境配慮型製品の選択を促すため、グリーン購入フォーラムを開催。 ・「環境ラベル等データベース」における情報量の拡充。 ・ライフサイクルアセスメント(LCA)の実践マニュアルを策定。 ・産業界トップと環境と経済の統合に向けた基本的考え方、具体的施策について意見交換。 ・環境面から投融資を行う際に対象事業者を選定するためのスクリーニング手法に関する調査を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関による環境物品等の調達の対象となる製品の範囲及び実施機関数の拡大が図られ、グリーン調達の対象となる予算規模は拡大、市場に対して与えるインセンティブも拡大中。 ・各種情報提供体制の充実により、各主体による環境配慮型製品等に関する情報の共有化が推進。 ・商品や投資先の選定に当たって環境に配慮する消費者や投資家が増加。 ・環境ビジネスの供給側及び需要側の双方において環境ビジネスへの関心が高まっており、環境ビジネス進展のための環境整備が進んだ。 ・以上、目標達成に向けて進展があったところであるが、さらなる取組の推進が課題。 | 1 | |
| | | | (下位目標1) | 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成9年比でそれぞれ2倍にする。 | | 環境ビジネスの市場規模(兆円) | | 約 30 (H12 年度) | | | | 約 50 (H22 年度) |
| | | | | | | 環境ビジネスの雇用規模(万人) | | 約 77 (H12 年度) | | | | 約 140 (H22 年度) |
| | (下位目標2) | より幅広い分野・品目でグリーン購入を推進するため、特定調達品目を適宜追加していくとともに、すべての地方公共団体においてグリーン購入が制度的に実施されることを目指す。また、民間におけるグリーン購入の取組の一層の拡大を目指す。 | 地方公共団体、企業におけるグリーン購入実施率(%) | 地方公共団体 | | 38.4 (H15 年度) | 100 (H22 年度) | | | | | |
| | | | | 上場企業 | | 29.4 (H15 年度) | 約 50 (H22 年度) | | | | | |
| | | | | 非上場企業 | | 21.7 (H15 年度) | 約 30 (H22 年度) | | | | | |
| (3) | 環境事業団の効果的な運営 | 環境事業団の効果的な運営を進める。 | | 助成額交付金のうち管理諸費等の執行額(百万円) | | 1,204 (H14 年度) | 当該年度執行額の前年度実績額以下1,204 以下 (H15 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度における執行額は概ね前年度の実績額以下になる見込み(平成 15 事業年度決算作業中)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標をほぼ達成できる見込み。 ・事業における必要性、有効性の観点からも効率的な運営を実施。 | 4 | | |
| | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年 12 月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」及びこれを踏まえ平成 15 年 5 月に成立した独立行政法人環境再生保全機構及び日本環境安全事業株式会社法に基づき、環境事業団は解散し、業務を見直した後、独立行政法人及び特殊会社に承継された。 | | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 |
|---------------------------|-----------------------|-------------------|--|---|------------------------|------------------|--|---|
| 5 環境 アセ スメン ト | (1) | 環境影響評価制度の運営及び充実 | 環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境影響評価対象事業において環境保全上の適切な配慮を確保する。 | 環境影響評価法による 手続開始件数 (うち当初から法による 手続開始延件数) | 144 (94) (H15年度) | - | <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法に基づき手続きを開始したものは144件(うち手続完了70件)あり、うち手続当初から同法に基づき手続を開始したものは94件(うち手続完了25件)。 環境影響評価対象事業については、環境大臣意見を踏まえ、事業者における環境影響評価書の補正により、環境保全への適切な配慮を確保。 生態系の定量的評価手法等環境影響評価を行うための技術的手法が未確立のものがある。 事後評価やレビューについての理解、これらに基づく予測手法や対策技術の評価結果の情報提供が不十分。 スコーピングの活用、関係主体間のコミュニケーションについてはまだ不十分。 | 1 ・住民・専門家等外部の意見を踏まえ、環境影響評価の方法を絞り込む手続(スコーピング)の活用、環境影響評価手続を通じた各主体間のコミュニケーションの促進、技術の情報提供及び生態系への環境配慮の定量的な把握など、政策や事業に関してはさらなる充実が必要。 |
| | | | (下位目標1) | 必要な事業について事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われ、事業に反映されること。 | - | - | | |
| | | | (下位目標2) | 予測の不確実性が補われ、得られた情報が事業に反映されること。 | - | - | | |
| | | | (下位目標3) | 国民に環境影響評価制度が理解され、適正な意見が提出され、適切に事業に反映されること。 | - | - | | |
| | | | (下位目標4) | 国及び地方公共団体によって適切な審査が行われ、適切に事業に反映されること。 | - | - | | |
| | | | (下位目標5) | 環境影響評価制度全体が適切に運営され、効率的に環境影響評価制度の効果が発揮されること。 | - | - | | |
| | (2) | 戦略的環境アセスメントの推進 | 国や地方公共団体の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)、政策について、環境保全上の適切な配慮を確保すること。 | | | | <ul style="list-style-type: none"> いくつかの個別事業分野における上位計画策定に当たって、環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムに関する具体的な考え方や手法が示された。 東京都や埼玉県において、上位計画に関して環境配慮を確保するための条例や要綱が制定されるとともに、いくつかの上位計画に対しては、実際に環境影響評価が実施された。 | 1 ・実例の集積に寄与するように地方自治体との協力関係を強化し、将来的に集積した実例についてその有効性、実効性を検証し、その上でガイドラインの作成を図るなど、今後さらに目標の達成に向け、施策を促進することが必要。 |
| | | | (下位目標1) | 国の行政機関によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。 | - | - | | |
| | | | (下位目標2) | 地方公共団体によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。 | - | - | | |
| | | | (下位目標3) | 事業者によって、上位計画について環境保全上の適切な配慮が行われること。 | - | - | | |
| | 6 環境に配慮した 地域づくりの支援 | | 地域に対する取組支援と地域間の連携を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画の理念のもと、地方公共団体が環境に配慮した地域づくりを行えるよう、財政、ノウハウ及び情報提供等多面的な支援事業を実施。 | 3 ・地域環境総合計画策定支援については、平成8年度以来、補助事業により支援を行ってきた結果、全国3,155の市区町村のうち、588の市区町村において計画の策定が進み、一定の普及が図られたことから、平成15年度をもって事業を廃止。 ・地域環境行政支援情報システムについては今後も引き続き内容の質的・量的拡充及び利用者の増加を目的とした取組を推進。 |
| (下位目標1) | | | 全国の地方公共団体が、環境に配慮した地域づくりに向けた取組を進める。 | 地域環境総合計画策定市区町村数 | 588 (H15年度) | - | | |
| (下位目標2) | | | 地方公共団体向けの情報提供について、その内容の質的・量的充実を図る。 | 地域環境行政支援システム(知恵の環)のアクセス数(件/日) | 1,286 (H15年度) | 2,000 (H18年度) | | |

| 施策名 | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 |
|----------------------------|--|---|---------------------|------------------|--------------------------------------|---|---|----------------|
| 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 | 環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。 | | - | - | - | <p>・競争的資金等を活用し、環境行政の重要課題に沿った調査研究・技術開発が効率的・効果的に推進。</p> <p>・その成果は、環境行政の重要課題の促進、民間の環境保全活動に活用。</p> <p>・地球環境研究総合推進費を活用し、様々な分野における調査研究を実施。</p> <p>・衛星・航空機・船舶等を活用した温室効果ガスの広域モニタリングに関する基盤を整備。</p> | <p>・科学技術関係経費の平成15年度の予算額は306億円であり、同年度の政府全体の科学技術関係経費の約1%にとどまっている。</p> <p>・環境分野の重要性に鑑みると、一層の増額を図り、環境分野における科学技術の推進を図ることが課題。</p> | 1 |
| | (下位目標1) | 環境分野における競争的資金を拡充する。 | 競争的資金の予算額(百万円) | 4,880 (H15年度) | 5,700 (H16年度末) | | | |
| | (下位目標2) | 独立行政法人国立環境研究所における中期目標を達成する。 | 独立行政法人評価委員会の業務実績の評価 | A (H14年度) | B以上 (H17年度末) | | | |
| | (下位目標3) | ナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。 | - | - | モニタリング、多角的評価、除去膜の3技術を実用化 (H19年度末) | | | |
| | (下位目標4) | 環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する手法・体制の確立を図る。 | - | - | 7技術分野について技術実証の手法・体制の確立 (H19年度末) | | | |
| | (下位目標5) | 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書における我が国の研究者の引用貢献度を、第3次評価報告書に比べ大幅に増加させる。 | 引用貢献度 | 1倍 (H13年度) | 第3次報告書の1.5倍 (H19年度) | | | |
| | (下位目標6) | 衛星により、オゾン層及びオゾン層破壊物質、全球の温室効果ガスの監視・観測を実施する。 | - | - | - | | | |
| | (下位目標7) | 地球温暖化対策の基礎となる監視・観測の充実を図るため、航空機・船舶等によるモニタリングシステムの構築を目指す。 | - | - | - | | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 |
|---------------------|-----|---|--|----------------|-------------------|---------------|---|--|--|
| 8 公害防止計画の推進 | | 公害の著しい地域等を解消する。 | | 公害防止計画策定地域数* | 33 地域 (H15 年度) | - | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年度に公害防止計画が終了した 4 地域については、1 地域を除いて継続。 ・平成 14 年度の全国環境基準超過状況調査に基づき、新たに 2 地域において公害防止計画が策定され、平成 15 年度の公害防止計画策定地域は、平成 14 年度から 1 地域増加。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止計画に基づいて各種公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、平成 15 年度未現在、33 地域となっている。 ・しかし、平成 15 年度未現在、なお 316 市町村が公害防止計画地域として指定されており、都市生活型公害の問題は依然として厳しい状況。 | 2 <ul style="list-style-type: none"> ・公害の著しい地域等を解消するために、今後も公害防止計画の達成の推進を図っていくことが必要。 |
| | | (下位目標 1) | 公害防止計画の推進により公害防止計画策定市区町村数を減少させる。 | 公害防止計画策定市区町村数* | 316 (H15 年度) | - | | | |
| 9 環境 保健 対策 | (1) | 公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。 | | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・公健法による被認定者への公正な補償給付。 ・同法による健康被害予防事業の推進。 ・環境汚染による健康影響の継続的監視。 ・平成 17 年度から実施予定の幹線道路沿道における疫学調査に備え、大気汚染物質の個人曝露量把握に関する試行調査、客観的健康影響指標(呼気NO)の開発を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図った。 ・平成 17 年度から実施予定の幹線道路沿道における疫学調査に向けて、着実に準備を進めた。 | 1 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度までに実施する幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に係る調査・検討の成果を踏まえて、平成 17 年度から大規模な疫学調査を実施することが必要。 |
| | | (下位目標 1) | 「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、被認定者への公正な補償給付等の実施を確保する。 | - | - | - | | | |
| | | (下位目標 2) | 公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。また、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。 | - | - | - | | | |
| | (2) | 水俣病総合対策について、平成 7 年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に関する国際協力及び総合的研究について、着実に進める。 | | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 7 年の閣議了解等に基づき、水俣病総合対策、地域再生・振興など着実に実施。 ・水俣病に関する総合的な研究について、医学的研究や臨床・疫学研究を行うなど着実に実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の高齢化に対応した水俣病総合対策の運用改善、及び地域再生・振興の着実な実施など、関係者の評価は高く、今後も確実に実施。 ・普及啓発セミナーの開催を通して、国内外の水銀汚染問題の防止に向け貢献。 | 2 <ul style="list-style-type: none"> ・水俣病総合対策について、平成 7 年の閣議了解等に基づき確実に実行し、水俣病に関する総合的研究について、着実に進めることが必要。 |
| | | (下位目標 1) | 平成 7 年の水俣病問題解決に当たったの閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行する。 | - | - | - | | | |
| | | (下位目標 2) | 水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術を活かした国際協力を進める。 | - | - | - | | | |

*注:公害防止計画は、現に公害が著しい地域等において、環境大臣の策定指示により関係都道府県知事が作成し、環境大臣により同意される計画で、公害防止計画地域数は、その計画の対象地域数、公害防止計画策定市区町村数は、その計画の対象市区町村数。

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果 | 政策への反映 の方向性 | |
|--------------------------------|--|-------------------|---|---------------------|----------------------|------|---|---|---|
| 9 環境 保健 対策 | (3) | 環境保健に関する調査研究の推進 | 国民的な関心事となっている大気汚染と花粉症との関係、いわゆる化学物質過敏症、電磁波による健康影響等の諸問題について、調査研究を推進する。 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・スギ花粉症の発症、悪化への大気汚染物質の関与について究明するため、動物実験や疫学調査等の調査研究を推進。 ・いわゆる化学物質過敏症を生じさせるといわれている化学物質による健康影響の実態を解明するため、動物実験や二重盲検法を用いた疫学調査等の調査研究を実施。 ・疫学調査から得られた結果からは、ごく微量のホルムアルデヒドの曝露と症状の発現との間に関連性は認められず。 ・電磁波による健康影響等の諸問題については、環境を通じた超低周波電磁波の個人曝露量把握に関する調査研究や文献調査を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民的な関心事となっている環境保健問題である花粉症と大気汚染の関連、いわゆる化学物質過敏症、電磁波の健康影響について、因果関係の解明には至らずも、着実な成果を上げたところであり、さらなる取組の推進が課題。 | 2 <ul style="list-style-type: none"> ・各項目ごとに着実な成果をあげたものの、引き続き調査研究が必要。 |
| | | | 環境情報の体系的整備・提供や「e-Japan 重点計画」に基づく申請・届出等手続のオンライン化(電子化)により電子政府の実現を図るとともに、地方も含めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環境政策の基盤整備を図る。 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の体系的整備・提供について、ホームページの提供データ量とアクセス数とも増加。 ・電子政府の実現について、オンライン化手続数の増加、歳入金納付システムの運用開始、「e-Gov」との連携など着実に環境を整備。 ・CIO(情報化統括責任者)補佐官を設置。 ・環境政策の基盤整備として、環境省の内部組織に関する訓令を改正し、正式に班編制を導入する等、地方環境対策調査官事務所の体制を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境省 LAN システムを更改し、利用者の利便性とセキュリティを向上。 ・環境情報の体系的整備・提供については、ホームページの提供データ量とアクセス数とも増加し、着実に進展。 ・電子政府の実現については、行政ポータルサイトの整備、充実など着実に環境整備が進んだものの、効果の発現はこれから。 ・環境省内部組織に関する訓令改正・制定により、事務範囲の明確化、事務所業務により、効果的・効率的な遂行が可能となった。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 | 1 <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の体系的整備と提供、電子政府の実現に向けて各種施策を充実させていくとともに、地方環境対策調査官事務所の体制整備を更に強化していくことが必要。 ・環境行政を担当する職員の育成、職務能力の向上を図ることは、環境行政上の各種施策を推進するうえでの基盤として必要。 |
| 10 環境情報の整備・提供と 環境政策の基盤整備 | | (下位目標1) | 環境情報を体系的に整備するとともに、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報(環境の情報、環境への負荷等)の分かりやすい提供を図る。 | - | - | - | | | |
| | | (下位目標2) | 「e-Japan 重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化(電子化)を実施し、電子政府の実現を図る。 | 環境省ホームページアクセス件数 | 95 百万件 (H15 年度) | - | | | |
| | | | | 環境省ホームページで提供している情報量 | 10,029MB (H15 年度) | - | | | |
| | | | | オンライン化手続数 | 323 件 (H15 年度) | - | | | |
| | | | | オンラインによる申請・届出件数 | 4 件 (H15 年度) | - | | | |
| (下位目標3) | 新たなニーズに対応した研修コースの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努める。 | - | - | - | | | | | |